令和３年度事業計画

１．畜産経営安定対策について

(1) 配合飼料価格差補てん事業

（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金及び契約会員と配合飼料の価格差補てん契約を締結し、配合飼料の高騰時等に価格差の補てんをすることにより畜産経営への影響を緩和する。

ア　配合飼料の契約状況（令和３年度）

加入経営者数

区　　分	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	うずら等	計
加入者数（人）	398	289	62	46	8	1	804
構 成 比（%）	49.5	35.9	7.7	5.7	1.0	0.2	100

年間契約数量

区　　分	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	うずら等	計
契約数量（ｔ）	105,022	128,329	148,455	174,551	6,062	420	562,839
構 成 比（%）	18.6	22.8	26.4	31.0	1.1	0.1	100

積立金の徴収

区　　分	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
積立金自動振替日	４月 12 日	６月 10 日	９月 10 日	12 月 10 日
集金分納入期限	４月 23 日	６月 25 日	９月 27 日	12 月 23 日

(2) 肉用子牛生産者補給金制度（受託）

（公社）栃木県畜産協会の業務委託を受け、肉用子牛の個体登録、販売書類等の確認及び報告等を行う。またコロナ禍対策として措置された優良肉用子牛生産推進緊急対策事業についても同様に取り組む。

(3) 肉用牛肥育経営安定交付金制度（受託）

（公社）栃木県畜産協会の業務委託を受け、肉用肥育牛の個体登録、販売書類等の確認及び報告等を行う。またコロナ禍対策として措置された肥育牛経営改善等緊急対策事業についても同様に取り組む。

(4) 肉豚経営安定交付金制度（受託）

（公社）栃木県畜産協会の業務委託を受け、養豚農家が行う申請手続等事務の支援及び販売書類等の確認及び報告等を行う。

２．（一財）畜産環境整備機構リース事業について

（一財）畜産環境整備機構からの業務委託を受け、次の事業を行う。

⑴　畜産高度化支援リース事業（受託）

畜産経営者の畜産環境対策や生産性の向上を図るために、（一財）畜産環境整備機構が畜産経営者に対して必要な施設・機械を貸付（リース）する当事業について、貸付申請等事務及び貸付料等の徴収並びに現地調査を行う。

⑵　畜産高度化支援補完リース事業（クラスターリース事業）（受託）

畜産クラスター事業（機械導入事業）の取組主体からの貸付申請を受け、（一財）畜産環境整備機構が機械装置を販売業者から購入し、取組主体に貸付（リース）する当事業の貸付申請等事務及び貸付料等の徴収を行う。

３．畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）について

⑴　畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（令和元年度～令和３年度)の推進

国の「総合的なTPP等関連政策大綱」に沿って、TPP11及びEUとのEPAや日米貿易協定対策及びコロナ禍対策として平成30年度・令和元年度・令和２年度補正予算で措置された当事業について、畜産クラスター計画の策定や適正な事業の執行を支援する。

⑵　畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の成果目標報告の支援

平成30年４月から平成31年３月までに機械装置の導入を完了した協議会は、（公社）中央畜産会へ当該事業について成果目標に係る効果の検証を行うこととなっているので、関係畜産クラスター協議会（関係栃木県飼料荷受組合事務局）に対して成果目標報告書の作成について支援を行う。

４．肉用牛繁殖基盤強化関連事業について

⑴　肉用牛生産基盤強化対策事業（中核的担い手育成増頭推進）（(独法）農畜産業振興機構事業）

優良和牛繁殖雌牛を計画的に増頭した場合、増頭実績に応じて奨励金が交付される当事業について、基金協会が実施団体となり申請・交付事務を行う。

⑵　和牛繁殖経営緊急支援対策事業（県単事業）

優良和牛繁殖雌牛を計画的に増頭した場合、増頭実績に応じて補助金が交付される当事業について、基金協会が実施団体となり申請・交付事務を行う。

⑶　生産基盤拡大加速化事業（(一社）全国肉用牛振興基金協会）

生産者が、畜産クラスター計画に基づき、優良な和牛繁殖雌牛（輸出に適した和牛子牛生産）を増頭する場合、増頭実績に応じた奨励金を交付する当事業について、畜産クラスター計画の策定や適正な事業の執行を支援する。

５．畜産振興及び衛生対策事業について

(1) 牛トレーサビリティ制度について

牛の個体識別のための情報管理及び伝達を推進する。

(2) 家畜防疫互助基金支援事業について

伝播力の極めて強い口蹄疫、豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）、牛疫、牛肺疫の海外悪性伝染病が発生した場合の経済的損失を互助補償し、経営の安定を図るため互助基金の運営を支援する。

(3) 農場バイオセキュリティ強化支援事業（養鶏場の防鳥ネット設置）について

養鶏場が堆肥舎等への高病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入に対する防鳥ネットを整備する当事業について支援する。

６．放射性物質検査に係る肉用牛出荷調整について

生産者から提出された食肉処理場毎の出荷計画書をチェックし、速やかに県畜産振興課へ送付することにより出荷が円滑に行われるよう支援する。

７．原発事故損害賠償請求について

東電原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県生産者協議会が行う東電への損害賠償請求については、令和２年４月以降の牛肉の放射性物質検査は全頭検査を終了し、廃用牛の一部を検査する抽出検査に移行したため、東電への損害賠償請求が発生しないことになった。このようなことから生産者協議会設立の所期の目的を達成したことから、今後の生産者協議会の在り方を検討していく。